

特別養護老人ホーム「清流苑」  
入所をご希望される皆様へ

# はじめに

- ◊ 清流苑では、隨時入所相談・施設見学のご案内をさせていただいております。
- ◊ 相互の同意に基づいた適正な入所契約を行うためには、実際に施設を見学していただき、担当者から詳細な説明をさせていただき、ご納得いただいた上で入所申込みをしていただく事が必要だと考えています。施設への入所はご本人様にとって大きな生活環境の変化であり、ご家族様にとっても重要な問題であると考えています。
- ◊ ご説明させていただく内容は、概ね次の通りです。

1) 介護保健施設3種類の概要

2) 特別養護老人ホーム 清流苑 の入所基準及び、待機者状況

3) 当苑の介護サービス内容と利用料金

4) 埼玉県 特別養護老人ホーム 入所基準表  
清流苑 入所規程内容

## はじめに 2

- ◊ 埼玉県内の施設入所の申込みは、埼玉県の入所指針に基づき実施されています。
- ◊ 入所の対象となる方は、要介護度3から要介護度5の認定を受けている方で、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方となっています。埼玉県の基準により、入所の必要度が高いと判断された方からの入所となり、申込み順ではありません。
- ◊ あらかじめ入所基準についてご理解をいただいた上で、ご検討・お申し込みをお願いいたします。
- ◊ 入所申込みに際して、他の介護保健施設（介護老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホームなど）との制度上の違いや、他の特別養護老人ホームのそれぞれの特長などをご承知いただき、さらに当苑のサービス内容や料金体系などをご納得いただいた上で、入所申込みをしていただきたいと考えています。

## はじめに 3

- ◇ 待機期間中につきましては、ご本人・ご家族様ともにお悩みが多いと推察しております。入所に至るまでの様々な援助方法についてのご相談につきましても、遠慮なくお申し出下さいますようお願い申し上げます。
- ◇ 複数の施設に入所申込みをいただくことは自由です。各施設をご自身やご家族様の目でご覧になり、担当者から直接説明を受けた上で、希望の施設を選択されますようおすすめ致します。
- ◇ 入所につきましては、大変な決断と葛藤があるだろうと思っております。介護保険制度では、利用者と事業者との私的契約によってサービスが行われ、利用料の一部を直接施設にお支払いいただく仕組みです。当苑といたしましても、利用者に不利益な対応にならないよう努力を重ねて参りますが、皆様方も様々な施設やサービスを十分にご理解いただいた上で、ご検討下さい。

ご利用者やご家族の満足度が少しでも高いものになりますよう、おすすめさせていただきたいと考えております。

## 介護保健施設の種類

- ◇ 医療対応の濃さなどが異なり、料金にも差が生じます。  
老人保健施設・療養型医療施設（病院の一部）は、治療やリハビリを目的とした施設であり、永住型ではなく利用型の施設です。  
療養型医療施設は、病院の一部で医師が常駐しており、医療的な依存度が高い方でも受け入れ可能なケースが多く見られます。  
老人保健施設は、リハビリを主に行いながら介護を受け、在宅復帰を支援する施設です。常勤の医師があり、看護師やリハビリの専門スタッフが充実しております。  
特別養護老人ホームは、居住する施設であり、生活全般の援助をさせていただきます。勤務する職員はほとんどが介護職員であり、リハビリを希望される方や医療的依存度が高い方のお受け入れは困難なケースが多く見られます。住居としての施設ですから住民票を移すことも可能で、退所の要素が無ければ永住も可能です。  
医療の濃さなどによる介護報酬の差があるため、利用料金に反映されています。
- ◇ 日高市・飯能市圏内の特別養護老人ホーム  
現在、飯能・日高圏内では6カ所となっており、内3カ所は従来型の施設です。他2カ所には従来型と新型の両方があり、当施設は完全個室の全館新型の施設です。

## 埼玉県 特別養護老人ホーム 入所基準について

- ◇ 評価基準は点数制となっており、入所申込書類にご記入いただいた内容により採点させていただき、点数の高い方から優先的に入所していただく仕組みです。
- ◇ 評価基準の内容について
  - 1) 介護の必要の程度、及び、心身の特性  
要介護度や認知症による不適応行動について評価された総合点（最高点34点）
  - 2) 介護者の状況  
主に介護にあたる方・その次に介護にあたる方の状況を評価した合計点（最高点 42点）  
(高齢者のみの世帯、介護する者がいない単身生活者についての評価もあり)
  - 3) 在宅介護サービスの利用状況と介護期間  
月間のサービス利用限度基準額に対する利用率と介護期間について評価された総合点(最高14点)
  - 4) 本人の住所地  
施設所在地から本人の住所地までの距離を評価した点数（最高10点）

## 清流苑の入所規程内容

◇ 清流苑の入所規程では、「埼玉県 特別養護老人ホーム 入所基準」での評価に加えて、同点の場合に、下記の4点の評価規程を設けております。

① 地域性の考慮

地域で生活されている皆様が安心して暮らしていけるよう、施設の近隣の入所希望者を優先しております。

② 在宅サービスの利用度

介護サービスの連続性や介護環境の継続性を考慮し、入所希望者が慣れ親しんでいる施設にご入所いただけるように、優先しております。

③ 初回お申込み日

最初にお申し込みいただいた日付の早い方を優先しております。

④ 性別・年齢・待機期間の考慮

同点の有無にかかわらず、男女の割合やユニットの男女構成等を考慮しております。

## 医療行為必要者への対応

- ◇ 夜間は医師や看護師が勤務しておりません。日中は平日で2名程度、日祭日は1名の看護師が医療的な対応を行っている状況を考慮し、次のように規定しています。
- 病院などとは異なる「生活の場の施設」であることをご理解ください。
- 1) 経管栄養（鼻腔・胃ろうを含む）、カニューレ使用者、インスリン注射対応者、在宅酸素使用者、I.V.H使用者、胆汁チューブ使用者、人工透析通院必要者など、施設での医療的な対応の限界を超える方については入所することが出来ません。
- 2) 疥癬などの他者へ感染する可能性がある疾患有する場合は、完治するまでは入所することができません。
- 3) その他、病状が安定せず入退院を繰り返している状況の方、お持ちの疾患により専門医への受診等が必要な方などにつきましては、施設での対応が可能かどうか個別に相談させていただいております。

## 特別な事由による優先入所

◇ 次に該当する場合は特別な事由による優先入所となります。

- 1) 家族から遺棄、虐待を受けている場合、認知症等により意思能力が乏しく、代理する家族が無いなど、契約の締結ができない場合等の理由により行われる「老人福祉法による措置入所」の場合。
- 2) 災害・事故等により緊急入所が必要となり、日高市から依頼を受けた場合。
- 3) 要介護認定更新・変更時に、自立・要支援と判定され退所された後、再入所が必要となった場合。
- 4) 長期入院により退所し、再入所が必要となった場合。
- 5) 上記1～4以外の理由により、施設長の申立により入所検討会議で検討し、同意された場合。

◇ 要介護度への配慮

介護士＋看護師の配置人数は、利用者3人に対して1人という基準があり、健全な施設経営を維持する見地より、清流苑の平均要介護度を勘案して、入所を決定していきます。

## 要介護度1・2の方の特例的な入所要件

◇ 要介護1又は要介護2の方であっても施設への特例的な入所（以下「特例入所」という）の要件に該当すれば入所対象者となります。

1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては以下の事情を考慮する事とします。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる事。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる事。
- ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められる事。

◇ 要介護1又は要介護2の入所申し込み者が特例入所者に該当するか否かを判断するにあたっては、以下ののような取扱いにより、施設と入所申し込み者の保険者市町村との間で情報の共有を行います。

ア 要介護1又は要介護2の者から入所申し込みを受けた時は、保険者市町村に報告します。

また、施設は当該申し込み者が特例入所者に該当するか否か判断するにあたっては、保険者市町村に意見を求める事ができます。

イ 意見を求められた保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、施設に対して意見を表明する。

なお、保険者市町村は必要に応じて入所検討委員会に出席し意見を表明できる。

ウ 施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求める事があります。

## 清流苑 入所検討委員会

- ◇ 「埼玉県入所順位評価基準」に加え、清流苑の評価規程や医療行為必要度等を勘案して、入所の決定をしております。
- ◇ 清流苑 入所検討委員会
  - 1 ) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護師、介護支援専門員、管理栄養士、第三者委員などで構成されています。
  - 2 ) 毎月一回、施設内で開催しております。
  - 3 ) 委員会の審議は、プライバシー保護のため非公開です。

## 清流苑の特徴

### ◇ 清流苑の特徴

清流苑は、平成18年6月にユニットケアを行う完全個室の新型特別養護老人ホーム75床と短期入所生活介護（ショートステイ）5床として開設いたしました。同年8月より通所介護（デイサービス）を定員15名で開設。通所介護は、徐々に多くの方々にご利用いただけようになり、定員は30名まで拡大しております。

広大な敷地に介護施設としては珍しく平屋建てとなっており、中央の幅約4m長さ約104mの廊下と、広々とした生活スペースで、「やさしく・ゆったり・よりそって」の理念の基で、快適な生活環境作りに取り組んでおります。

現在では特養・ショートステイ・デイサービスの3事業の運営にあたっております。

### ◇ ユニットケア

ユニットケアとは、お一人お一人の個性や生活のペースに合わせて、また、職員や他入所者との人間関係を構築しながら日常生活を営むことができるように介護を行う方法です。全室個室で10名単位と少人数のユニット内に、リビング・浴室・台所・洗面所・居室・トイレなどが設置されており、ユニットが1軒の家のような造りになっています。そのため、ユニットの中で生活が完結し、より家庭に近い環境で生活を営むことができます。ユニットの出入り口は玄関で、廊下は一般家庭で言うならば外の道路と同

じと考えます。

◇ 武蔵台病院の関連施設

医師は常駐しておりませんが、武蔵台病院から嘱託医が週1回来苑されて、皆様の健康管理がなされます。他に、精神科医が月2回、歯科医師が週1回来苑され、診察や療養上の指導がなされています。

◇ 地域・ボランティアの協力と個別対応

地域の方々のご協力や、ボランティアの方々のご協力により、歌や踊り、楽器演奏、絵画教室など、楽しみや交流の場も提供しております。

## 通院・入院・ターミナルケアなど

- ◇ 特別養護老人ホームは、生活施設であり、医療施設ではありません。  
従って、必要時には通院・入院をすることがあり、ご家族がある場合にはご家族様に対応していただきます。
- ◇ 入院の場合には、退院の見込みがある限り、3ヶ月間はベッドを確保させていただきます。3ヶ月以内に退院できない、と医師より診断があった場合には、一旦契約解除となります。  
ただし、再度当施設での生活が可能、と医師から診断を受けた場合には、優先的に入所の準備をさせていただきます。その際には入院前と同じお部屋に再入所することは難しくなります。
- ◇ ターミナルケア（終末期の介護）は、その時の病状を勘案と、ご本人様・ご家族様の意向などによって、施設で行うことが可能な場合があります。

## 利用料金と財産管理方法

### ◇ 利用料金について

別紙「特別養護老人ホーム 清流苑 ご利用者料金表」にて説明させていただきます。料金表にある「1ヶ月あたりの料金の目安」の他に負担となる費用としては、当苑ご利用中の方で、概算月あたり5,000円～10,000円程度となります。（理美容の実施頻度や服薬内容などの使用の有無によります。）最も多く利用されている方で16,000円程度となっております。

### ◇ 財産管理について

財産管理は、基本的にはご家族様になさっていただきます。身寄りの無い方につきましては成年後見人を立てていただきます。

当苑でお預かり、管理させていただくものは日常生活の範囲のものです。「小口現金」という名目でお預かりし、一日50円（月約1,500円）の管理費をいただきます。医療費（外来・処方薬等）・理美容・希望食・その他ご依頼により購入した物などの支払いに充てさせていただきます。

## ご本人様・ご家族様へのお願いなど

- ◇ 可能な範囲で自立を促し、介護の部分について支援をさせていただく施設です。  
ご自分でできる部分はご自分で行っていただき、直接的な介護以外の部分につきましてはご家族様に担当していただきます。
- ◇ ご家族様の面会は、朝7時～夜20時で、なるべく多くの面会をお願いしています。外出や外泊も推奨しております。ご家族様とのつながりは、利用者の満足度を高め、施設生活を安定させるポイントです。
- ◇ ご家族様には、施設の援助内容をご理解いただき、積極的に協力していただきます。
- ◇ 入所に際しましては契約書を交わしますが、ご本人様が契約を理解できない場合などには、ご家族様の代表者に代理人として対応していただきます。
- ◇ ご本人様・ご家族様からの意見・提言などは積極的に受け入れます。（施設玄関に、ご意見箱を設置しております。）
- ◇ 第三者委員による相談窓口を設置しております。遠慮無くご相談下さい。

## ご相談・お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。  
(平日8:30～17:30)

担当者　： 特別養護老人ホーム 清流苑 生活相談員

電話　　： 042-982-5555  
FAX　　： 042-982-5510

ホームページ　： <http://seiryuen-musashikai.com>

入所のお申し込みについては、施設での詳細な説明を受けた上で、受け付けております。お気軽にご相談下さい。

また、予約なしでのご来苑の場合は、対応が難しいこともありますので、事前にご予約を行った後、ご来苑いただきますようお願い致します。

尚、待機期間中の介護相談や、様々な在宅サービス利用のご相談につきましては、お近くの地域包括支援センター、もしくは、ご担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）へお問い合わせ下さい。